

阿久根市内小中学校 LED 照明器具賃貸借 仕様書

本仕様書は、阿久根市（以下「発注者」という。）が発生する LED 照明器具賃貸借の契約内容について、必要な事項を示し、受注者の適正な履行の確保を図るためのものである。

1 事業名

阿久根市内小中学校 LED 照明器具賃貸借

2 履行場所（別紙 1「配置図・平面図」に記載）

施設名	所在地
阿久根小学校	阿久根市栄町 94 番地
折多小学校	阿久根市折口 1760 番地
脇本小学校	阿久根市脇本 8060 番地
阿久根中学校	阿久根市波留 5529 番地
三笠中学校	阿久根市脇本 7877 番地

3 賃貸借期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで（60 か月）

※ なお、賃貸借物件の設置については、廃棄物の処分を除き、令和 9 年 3 月 31 日までに完了すること。

4 事業内容

(1) LED 照明器具仕様

ア LED 照明器具の仕様

- (ア) 照明器具等は、すべて新品とする。
- (イ) 照明器具等は、国内メーカーのものとする。
- (ウ) 照明器具等は、保守の観点から「直管型 LED ランプ」、「ベースライト」、「ダウンライト」、「高天井」等種類ごとに同教室内では同一メーカーで統一すること。
- (エ) 照明器具等は、ISO9001（品質）及び ISO14001（環境）の認証取得工場で製造された製品とする。
- (オ) 照明器具等は、確実な省エネ効果を実現するため別紙 2「照明器具リスト」に記載の定格光束、消費電力を全て満たす製品とすること。

- (カ) 照明器具等は、一般社団法人日本照明工業会がホームページに公表する JIL5004「公共施設用照明器具」の「ベースライト形」「ダウンライト形」「高天井形」のそれぞれに登録対応器種を持つメーカーの製品とすること（公共施設用照明器具に器種設定のない LED 直管ランプ等及びその他 LED 照明についても同様に上記登録対応器種を持つメーカーが製造した製品とすること。）。
- (キ) LED の寿命が 40,000 時間以上の製品とすること。

イ LED 直管ランプ

- (ア) G13 口金直管型 LED ランプについては JLMA301「AC 直結 G13 口金直管 LED 光源・安全規格」に適合した製品とすること。
- (イ) ランプに電源を内蔵した製品とすること。
- (ウ) 既設器具の安定器をバイパス（切り離し）し、直接ソケットに給電するように施工し、電源内蔵型の LED 直管ランプに替えること。
- (エ) 既設安定器のバイパス（切り離し）を必要としない LED 直管ランプは不可とする。
- (オ) 黒板灯については 1/2 ビーム角が 120° 以上、もしくは角度可変型であること。ただし、通常の照明に関しては施工性の観点から角度可変式ではない製品を採用すること。
- (カ) LED 直管ランプ 40 形については落下の危険性も考慮し、一般的な蛍光灯の重量である 265 g 以下とすること（なお特殊ランプは対象外とする。）。

ウ 高天井形

- (ア) 電源を器具に内蔵した製品とすること。
- (イ) 既設設備でオートリフタを利用している場合、電源ケーブルを分電盤の端子にて切り離して分電盤より抜去すること。
- (ウ) 既設オートリフタ及びオートリフタ制御盤は撤去すること。
- (エ) 光源（LED）寿命が点灯時間 60,000 時間（光束維持率 85%）以上の製品とする。
- (オ) 照明器具には、ワイヤーで脱落防止処置を講ずること。

エ その他

照明器具には、本契約の賃貸借物品であることを判別しやすいようにラベル等を付すること。

(2) 仕様

ア 受注者は、設置現場における改修作業の技術上の管理をつかさどる主

任技術者、又は必要に応じて監理技術者を定め、文書（指定様式）で届け出ること。また、現場代理人も定め文書（指定様式）にて提出すること。現場代理人は、改修現場一切の事項を処理し、現場の安全衛生、災害防止、就業時間等現場の運営に関する重要な事項については市と協議すること。また、受注者の責任のもと、電気工事業者等により設置するものとし、当該改修作業に必要な資格を有する者を選定すること。

イ 受注者は、業務着手時、月末、納品時及び発注者が必要と認めるときは、打合せ協議を実施するものとする。また、受注者は、着手前に、発注者と日程、時間及び仮設計画等について、綿密に打合せを行い、その協議内容を報告すること。

ウ 改修作業に使用する雑材は全て新品とする。

エ 改修作業において発生する作業、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

オ 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に発注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

カ 改修作業期間中、火災保険又はそれに代わる請負賠償責任保険等に加え、証書の写しを提出するものとする。

キ 改修作業にあたり、学校運営への影響が最小限となるよう配慮するとともに、学校利用者等の安全に配慮した管理とすること。

ク 搬出入経路については、学校管理運営上の支障に留意し、発注者の承諾を得ること。

ケ 作業車及び運搬車等の車両の駐停車場所や、資材置場、荷捌き場、搬出物の仮置場等の学校の敷地内における必要な場所については、事前に発注者の承諾を得ること。

コ 原則、設置の際に天井資材を必要以上に破損しないこと。天井改修や開口を設ける必要がある場合は、関係法令に基づき必要な手続を行った上、適切な方法で作業を行うこと。

なお、その費用等は受注者が負担すること。

サ 改修作業で使用する足場等は受注者の負担で準備すること。設置に伴い、各種備品等を移動する必要がある場合は、発注者と協議の上、原則受注者がこれを行うこと。

シ 改修作業中は、粉塵の飛散に十分留意し、適切な養生を行い、作業終了後は床掃除を行うこと。

ス 改修作業前後に照明回路の絶縁抵抗及び導通試験を行い、その結果を発注者に報告すること。

セ PCB を含む安定器等があった場合、取扱いについて発注者と協議する

こと。

ソ 改修作業中に他の工事等が重なった場合は、各受注者と調整し、事故及び紛争等を防止すること。

タ 本仕様書にない事項について、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」最新版及び「公共施設設備工事標準図（電気設備工事編）」最新版を準拠すること。

(3) 賃貸借業務

ア 賃貸借業務に含まれる内容

- (ア) LED 照明器具及び設置に必要な付属品 一式
- (イ) LED 照明賃貸借に係る改修図面の作製
- (ウ) LED 照明器具更新に係る作業費
- (エ) 既存器具等の処分費用
- (オ) 賃貸借金利
- (カ) 保険費用
- (キ) 維持管理費用（緊急修理、不点灯時の対応等）

イ 賃貸借期間

引き渡し翌日から、5 年間（「3 賃貸借期間」に記載のとおり。）の賃貸借を開始するものとする。

ウ 維持管理業務

LED 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、LED 照明器具が正常な状態で使用できるよう維持管理を行うこと。

- (ア) 設置後から賃貸借期間終了までの間、不点灯及び照度低下（設置後 40,000 時間以内に設置後照度測定の平均照度の 70%未満）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、直ちに修理、交換等（以下「交換等」という。）を行うこと。ただし、非常灯は消耗品のため対象外とする。また、交換等の措置を講ずる場合は、施工について発注者と十分に打合せを行うとともに、交換等が生じた旨（対応日、対応者、原因、措置内容等）を発注者に書面で報告すること。
- (イ) 受注者は LED 照明器具の設置後から賃貸借期間終了までの間、適切な動産総合保険に加入し、器具に不具合が発生した場合は、速やかに交換等の措置を行うこと。
- (ウ) 発注者が LED 照明器具の設置箇所等の変更をするときは、受注者の承諾を得た上で、発注者負担により物品の取り外し、設置及び調

整をする。

5 検査

- (1) 改修作業の完了した学校は、業務完了届を提出し、検査を受けること。
また、作業前、作業中、作業後の写真を撮り、業務完了届とあわせて阿久根市教育委員会教育総務課へ提出すること。
- (2) 足場（脚立足場を除く。）を使用して改修作業を行った箇所については、事前に発注者に報告し、検査時期の協議を行うこと。
- (3) 検査は受注者の立会いのもと行うこと。
- (4) 検査によって不合格になった箇所については、受注者の責において賃貸借期間開始日までに修補し、発注者の検査を受けること。

6 賃貸借期間終了後の器具の取扱い

- (1) 賃貸借期間終了後の器具一式は、阿久根市に無償譲渡し、そのための手続等を行うこと。
- (2) 賃貸借期間終了後は無償譲渡とするため、賃貸借料に固定資産税相当額を含めないものとする。

7 長期継続契約の特記事項

この契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であり、それに伴う特記事項を次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者は翌年度以降において、使用料及び賃借料に係る歳出予算の金額について減額又は削除があった場合、本契約を解除することができる。
- (2) 前項の規定により発注者が本契約を解除した場合において、発注者が翌年度以降の支払いを予定していた使用料及び賃借料を受注者は請求することはできない。
- (3) 受注者は(1)の規定により発注者が本契約を解除したために生じた損害の賠償について、発注者に請求することはできない。

8 その他特記事項

- (1) 受注者は、発注者が賃貸借期間開始日を待たずに、施工した LED 照明器具の仮使用することを認めること。
- (2) 本事業の履行にあたり、発注者が提供した全ての情報について、第三者に開示又は漏洩しないこととし、そのための必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 建築基準法、消防法、建設業法、労働安全衛生法、建設工事に係る資

材の再資源化等に関する法律及び本事業に関係する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で、政令で定めるものに準拠すること。

- (4) 賃借料の支払については、賃貸借契約期間の開始後、受注者から適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

なお、各月の支払額に 1 円未満の端数が生じる場合は、初回に精算するものとする。

- (5) 市が提供する図面等の資料は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外の配布を禁止することとしており、取扱いに注意すること。
- (6) 受注者は、提供された資料等を本事業に関わる業務以外で使用しないこと。また、不要になった場合には、速やかに廃棄すること。
- (7) 事前調査及び本事業で知り得た情報及び提供した資料は、他に漏らさないこと。
- (8) 受注者は、本設備の改修作業、その他維持管理作業等において、市内業者を積極的に活用することとし、地域経済への貢献に資するよう配慮すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに阿久根市教育委員会教育総務課と協議の上、定めるものとする。